

どろんこベビー園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1、施設運営主体

名 称	社会福祉法人さざんか福祉会
所 在 地	大阪市住之江区北加賀屋 1-11-13
電 話 番 号	06-6683-3623
代 表 者 氏 名	理事長 奥 正代

2、利用施設

施 設 の 種 類	小規模保育事業所
施 設 の 名 称	どろんこベビー保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市住之江区北加賀屋 1-6-8
連 絡 先	電話番号 06-6115-8021
3 月 4 日 以 降 に 開 通	F A X 06-6115-8022
管 理 者	園長 五藤 清子
事 業 所 番 号	000190003D2006
ホームページアドレス	http://doronkohoikuen.com
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする乳児
認 可 定 員	満1歳以上満3歳未満の児童 12人 満1歳未満の児童 3人
利 用 定 員	満1歳以上満3歳未満の児童 12人 満1歳未満の児童 3人
開 設 年 月 日	2020年4月1日

3、施設の目的・運営方針

どろんこベビー園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- （１）「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- （２）「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行なうよう努めます。

4、当園における施設・設備等の概要

(1) 施設（本園）

園 舎	構 造	木造2階建て (防火・耐震構造)
	延べ面積	112,91㎡

(2) ベビー園の主な設備

室 名	室 数	面 積	室 名	室 数	面 積
① 0歳児	1	11.33㎡	④調理スペース	1	8.32㎡
② 1歳児	1	21.00㎡	⑤沐浴設備	1	8.89㎡
③ 2歳児	1	12.00㎡	⑥その他		51.37㎡
			①～⑥合計		112.91㎡

5、提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示）を踏まえ以下の保育その他の便宜の提供を行ないます。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) どんこベビー園の特色

- *生後6か月から2歳児までの一貫した保育、土曜日の同時間帯保育など、働くお父さん、お母さんを応援します。
- *全園児完全自園給食「食べることは生きること」食材・調味料・水・洗剤にこだわり、無・低農薬、添加物等に気をつけて調理し、旬のものを取り入れた献立、行事食を大切にします。アレルギー食の実施もしています。
- *年2回の給食懇談会開き、給食の試食をしていただきます。

6、職員の職種、員数及び職務の内容

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園 長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任 保育士	園長を助け、園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	担当クラスの運営・保育計画の立案と遂行・保護者対応等	5	4	1	

栄養士	園児の栄養管理・献立作成・食育の 推進給食・おやつの調理	1	1		調理と兼務
-----	---------------------------------	---	---	--	-------

「当園」では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例 第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞

職 種	勤 務 体 系
園長	正規の勤務時間帯 （ 7：30～18：30）
主任保育士	正規の勤務時間帯 （ 7：30～18：30）
保育士	正規の勤務時間帯 （ 7：30～18：30） 非正規の勤務時間帯 （ 8：00～18：00）
栄養士	正規の勤務時間帯 （ 8：15～16：30）

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7、保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。ただし、年末年始（12月29日～1月3日）及び祝祭日は、休園となります。

尚、夏期休暇、お盆休みを取られる日は（ご家族のどなたかがお休みの場合でも）家庭保育をお願いします。

8、保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1)保育標準時間に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定を市町村から交付されている方の場合、7時半から18時半までの範囲内で保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

(2)保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し「当園」との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

9、食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園給食

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。なお、厨房大掃除・全児遠足の日は、全児お弁当になります。(時期については、年間保育計画でお知らせします。)

児童の年齢に応じ、食事の提供を行います。詳しくは「入園のしおり」「進級のしおり」をご覧ください。

※ 献立表は、毎月別途配布します。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	1	1		

※必ず医師の診断を受けていただき、医師の指示に従って家庭において、アレルギー食をきちんと実行していることを前提とします。

10、利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料を保育園にお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払い方法については、別途お知らせします。

11、特別支援教育・特別支援保育事業の取組状況

地域社会の中で特別支援を必要とするこどもと、必要としないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援保育を今後行っていく予定です。

12、利用の開始に関する事項

区福祉センターの利用調整に基づき支給認定を受け、当園に入園決定後、入園内容の説明を受けた後に保育の提供を開始します。

13、利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には、保育の提供を終了します。

(1) 園児が3歳児に達したとき

- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は、子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき（下記の表）

保育を必要とする事由	支給認定の有効期間
就労（月 48 時間以上）	園児が 3 歳児クラスに進級するまで
妊娠・出産	産後 8 週間
疾病・障がい	園児が 3 歳児クラスに進級するまで
介護・看護	園児が 3 歳児クラスに進級するまで
災害復旧	園児が 3 歳児クラスに進級するまで
求職活動	90 日間（現在は 6 カ月）
就学	保護者の卒業予定まで
DV・虐待	園児が 3 歳児クラスに進級するまで
その他（障がい児等）	区保健福祉センター所長が必要と認める期間

- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は、困難が生じたとき

- (4) 連携保育園について

当園では 2 歳児の保育終了後の保育提供施設について、以下の保育園と連携しています。

法 人 名	園 名	住 所	受入数
社会福祉法人 さざんか福祉会	どろんこ保育園	住之江区北加賀屋 1-11-13	1 名
社会福祉法人 西成若草会	どんぐり保育園	西成区千本南 2-9-12	3 名

1 4、嘱託医（別途保健のしおりにも掲載）

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

- (1) 内科、小児科

医療機関の名称	加賀屋診療所
医院長名又は医師名	院長 矢野政尚
所在地	大阪市住之江西加賀屋 2-5-25
電話番号	06-6681-1498

- (2) 歯科

医療機関の名称	こう歯科医院
医院長名又は医師名	院長 洪 修性
所在地	大阪市住之江区中加賀屋 2-14-18
電話番号	06-6686-8841

15、緊急時の対応（別途保健のしおりにも掲載）

お預かりしている園児に怪我・病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16、非常災害時の対応

非常時の対応	別途に定める、消防計画により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知器 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・非常警報装置 有 ・その他 カーテン等 防災処理 有
避難・消火訓練	避難訓練・消火訓練は、毎月1回実施します。 又、年1回消防署立会いの下、総合訓練で行います。

17、虐待の防止のための措置に関する事項

虐待防止のため、以下の措置を講じています。

（1）虐待防止マニュアルの作成・運用（職員ハンドブックに掲載）及び研修の実施

18、要望・苦情等に関する相談窓口（別途入園・在園のしおりにも掲載）

当園では、要望苦情等に係る窓口を下記のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	窓口担当者 主任保育士 ご利用時間 9：00～18：00 電話番号 06-6115-8021 FAX 06-6115-8022 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出下さい。
第三者委員	池田 秀郎 TEL06-6685-6508（地域民生委員） 中道 日出男 TEL06-6681-0528（町会副会長）

19、利用者に対しての保険の種類・保険内容・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	損害保険ジャパン（株）
保険の内容	通院・入院保険 死亡・後遺症保険
保険金額	園賠償責任保険：1事故 2億円 食中毒 賠償責任保険：1事故 2億円 死亡・後遺症保険：100万円 入院日額：1500円 怪我通院日額：1000円

20、園児の利用状況（毎年5月1日現在）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
0歳児	0	1	3
1歳児	6	6	6
2歳児	5	6	6

21、第三者評価の受審・自己評価の実施状況

項 目		
第三者評価受審状況	未実施	
自己評価の実施状況	毎年度毎に実施	

22、子ども・子育て支援法第51条第2項若しくは第4条又は第5条第2項、若しくは第4項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）

無し

23、当園におけるその他の留意事項

喫 煙	当園の敷地内すべて禁煙です。
飲 食	登降園時・行事等での飲食。（ガム等も含む）
携帯・スマートフォン	緊急連絡等以外園舎内での通話は控えて下さい。

別 表

1、保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

詳しくは裏面参照してください

年齢	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
0～2歳児	教材費（行事の際の絵本・お土産代含む 保護者用連絡ノート）	月額 1,000円
0～2歳児	新年度物品費 新年度に係る物品	年額 年齢に応じて

※ 行事等で徴収金額が不足の場合は金額にあわせて徴収させて頂く事もあります。

※ レンタルおしめ、レンタル布団は利用を希望される方のみ申し込みください。

おしめ1枚40円 レンタル布団1か月1,800円

2、当園は、上記費用の支払いを受けた場合は、徴収袋の領収印をもって領収とさせていただきます。

※当園は、保護者の方が職場で領収証が必要な場合は交付致します。

保育にかかる経費について

	金 額	
保育料	去年の住民税によります	毎月徴収袋で納入ください
諸費	1, 000円	毎月徴収袋で納入ください ・夏祭り、運動会、 クリスマス会、発表会 卒園式、入園式等の お土産、各月の教材に 使用します。

☆入園金はありません ☆制服はありません

新年度物品について

	金 額	内訳 (カラー帽子は持ち上がりです)
0 歳児	約 1, 240円	カラー帽子 描画マジック
1 歳児	約 1, 990円	カラー帽子 描画マジック、粘土
2 歳児	約 2, 360円	カラー帽子 描画マジック、粘土

※ 教材の価格変動により、年度によっては金額に変更があります

その他 ご希望の方のみ申し込み下さい。

レンタル	金 額	
布団	月 1, 800円 毎週掛毛布とシーツ は交換します	月末に園から徴収袋にて請求させていただきます
オムツ	1 枚 40円	月末に園から徴収袋にて請求させていただきます